

燕市杣木地内におけるクロロエチレン等による地下水汚染について

燕市杣木（そまぎ）地内の事業場で、事業者が実施した地下水調査の結果、クロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレンが地下水環境基準値を超えて検出された旨、三条地域振興局（環境センター）に報告がありました。

なお、本井戸は、これまでも、クロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレンが環境基準値を超えていたことから、事業者が継続して測定していましたが、このたび、過去最高値が検出されたことから、改めて公表するとともに周辺における汚染状況を確認するものです。

調査結果の概要及び県の対応は次のとおりです。

1 概要

- (1) 調査地点：燕市杣木地内の事業場
- (2) 試料採取日：令和7年6月6日
- (3) 基準超過状況

有害物質の種類	地下水調査結果	過去の最高値	基準値
クロロエチレン	0.41 mg/L	0.15 mg/L(R5)	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	1.7 mg/L	0.84 mg/L(R5)	0.04 mg/L 以下

2 県の対応

- ・周辺に飲用井戸、水道水源及び農業用井戸がないことを改めて確認しました。
- ・周辺の井戸の設置状況を確認の上、地下水調査を実施し、周辺における汚染の状況を確認します。

(参考)

○クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン

トリクロロエチレン等が土壌・地下水中で微生物等により分解されて生成するもので、人の健康への影響を及ぼすおそれがあるもの。

本件についてのお問い合わせ先
環境対策課〔担当〕遠藤
(直通) 025-280-5157 (内線) 2716